

武雄嬉野 雇用創出・スタートアップ支援業務委託公募仕様書

1. 業務名

武雄嬉野雇用創出・スタートアップ支援業務

2. 背景及び目的

武雄市及び嬉野市（以下「両市」という。）は令和4年秋に開業を予定する西九州新幹線の停車駅を有することから、今後の地域経済の発展が期待される中で、両市における雇用の確保は重要である。

また、両市内には、働く意欲を持ちながら子育てや介護などでフルタイムでは働けない方やコロナ禍により出勤日数が減少した方、Wワークを希望する方など「隙間時間を活用し働きたい方」が存在し、地域の労働力として期待されている。

そこで、両市において「隙間時間を活用したい方」などが有する幅広いニーズに合わせた『多様な働き方』を創出し、マッチングしていくことで、地域の潜在的な労働力の掘り起こしや所得の向上を実現し、また、企業の人材不足の解消を目指す。

3. 業務履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4. 事業費

12,000千円を限度とする。（消費税及び地方消費税を含む）

5. 支援対象者

- (1) 両市在住の求職者（定職に就く求職者を含む）及び両市外在住かつ両市内への就職を希望する求職者
- (2) 両市内事業者並びに両市内に勤務地を有する両市外事業者及び両市外事業者のうち両市内求職者を雇おうとする事業者

6. 業務の内容

上記目的の達成に向けて以下に示す業務を行う。

(1) 就職相談窓口運営業務

- ア 就職相談窓口の設置及び運営にかかる業務
- イ 求職者、企業求人等のニーズの収集及び管理業務
- ウ 就職相談窓口の利用促進に関する業務（広報周知、イベント開催、相談窓口環境整備 など）

(2) 求職者支援業務

ア キャリアカウンセリングや就職セミナーの実施などによる求職者の職業能力の開発等支援業務

イ 一時保育等の利用のために実施する助成業務

※業務内容は（別紙）一時保育等の利用のために実施する助成業務 業務内容説明書による

(3) 求人開拓業務

ア 求人情報の収集及び管理業務

イ 求職者ニーズに対応した求人の開発支援業務

(4) マッチング支援業務

ア 有料職業紹介事業

本業務の目的を達成するために実施する、職業安定法やその他関係法令を遵守し実施する有料職業紹介事業

イ 労働者派遣事業

本業務の目的を達成するために実施する、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律やその他関係法令を遵守し実施する労働者派遣事業

ウ 紹介予定派遣事業

本業務の目的を達成するために実施する、職業安定法並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律及びその他関係法令を遵守し実施する紹介予定派遣事業

エ その他本業務の目的を達成するために関係法令等を遵守し実施する事業

(5) 事業管理・報告業務

ア 本業務の実施に伴い取得した個人情報等の管理

イ 本業務の実施に伴い取得した個人情報等の帰属

ウ 本業務の実施に関する報告（月末報告・業務完了報告）

7. その他

- (1) 受注者は、本業務において、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。また、本協議会の指示に柔軟に対応できるようにすること。
- (2) 受注者は、本業務の趣旨を熟知し、実施期間中においては、本協議会と打ち合わせを行い、進行状況を随時報告するとともに、打ち合わせ記録簿を作成し、本協議会の承諾を得ること。
- (3) 個人情報を含む全ての情報について、委託期間中、委託期間終了後を問わず、知りえた情報は外部に漏らさないこと。また、委託業務にかかる機密情報データ等を複写・複製しないこと。
- (4) 業務完了報告後は、本協議会の検査を受けなければ成らないものとする。なお、訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従うこと。また、その経費は受注者が負担するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項について疑義がある場合は、双方協議の上処理するものとする。